

## 社会福祉法人香川県社会福祉協議会共催及び後援事業承認事務取扱要領

### (目的)

第1条 この要領は、社会福祉法人香川県社会福祉協議会(以下「本会」という。)が、共催又は後援する事業に係る承認事務を適正に行うための承認基準、その他必要な事項を定めるものとする。

### (用語の定義)

第2条 この要領において、次の各号に定める用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 共催 事業の企画又は運営に参画し、当該事業の開催について責任の一部を負担することをいう。
- (2) 後援 事業の趣旨に賛同する意を表することをいう。

### (承認基準)

第3条 共催又は後援の承認基準は、当該各号に定めるものとする。

#### (1) 主催者に対する承認基準

- ア 国及び地方公共団体
- イ 公益法人、特定非営利活動法人その他社会福祉の向上に寄与する事業を行っている団体(宗教団体又は政治団体を除く)。ただし、団体の所在地や組織が明確であり、当該事業を遂行する能力があると認められるものに限る。

#### (2) 事業内容についての承認基準

- ア 社会福祉の向上・振興・普及・啓発等に寄与するものと認められること
- イ 企業等の宣伝又は営利を目的とするものでないこと
- ウ 宗教活動又は政治活動を目的とするものでないこと

2 前項の規定にかかわらず、社会福祉活動推進の観点等から特に必要があると認めるものについては、共催又は後援を承認あるいは不承認とすることができるものとする。

### (申請手続)

第4条 共催又は後援の承認を受けようとする者は、原則として名義使用開始(事業の開催日又は本会の名義を使用した文書やポスターの印刷作業の開始日のいずれか早い日をいう)の14日前までに、後援名義使用申請書(第1号様式又はこれに準ずるもの)に下記の書類を添えて本会に提出するものとする。

- (1) 事業計画書等具体的な事業内容がわかる書類
- (2) 収支予算書
- (3) 申請者(団体)の定款・会則等
- (4) 前回開催時のパンフレット等

2 前項の規定にかかわらず、事業実施予定日から起算して5年以内に承認を受けている事業で、実施目的、主催者及び内容に前回の承認時と変更がないもの(以下「継続事業」という)については、審査に支障のない場合は上記書類を適宜省略することができる。

### (決定)

第5条 前条の規定による申請があった場合、その内容を審査し、適当と認めるときはその結果を第2号様式又は申請者の指定する様式により、承認できないときはその旨を第3号様式により、それぞれ当該申請者に通知するものとする。

### (事業計画の変更等)

第6条 共催又は後援を承認された者は、申請時の事業計画を変更し、又は中止しようとするときは、速やかにその旨を届け出なければならない。

(承認の取消)

第7条 共催又は後援を承認した事業であっても、その内容が第3条の承認基準に該当しなくなったときは、その承認を取り消すものとする。

2 前項の規定による承認の取消については、第5条の規定を準用する。

(承認条件の不履行)

第8条 共催又は後援を承認された者が第6条に規定する届出を怠った場合には、以後の共催又は後援を承認しないものとする。共催又は後援の承認を受けることなく名義を無断使用した場合も同様とする。

附則

1 この要領は、平成24年1月4日から施行する。

(第1号様式)

後援（共催）名義使用申請書

年 月 日

社会福祉法人香川県社会福祉協議会会長 様

申請者(団体名・代表者名)

印

1 行事名

2 主催者

3 後援（予定）

4 実施目的

5 対象者

6 内容

7 開催期日 年 月 日（ ） 時 分～

8 開催場所

9 行事開始年度及び沿革、これまでの本会后援の有無

10 連絡先（住所、氏名、電話番号）

※添付書類

・事業計画書 ・収支予算書 ・申請者（団体）の定款・会則等 ・前回開催時のパンフレット等

※名義使用開始の14日前までに提出してください。（名義使用開始とは、当該事業の開催または本会の名義を使用した文書やポスターの印刷作業の開始のいずれか早い方をいう）

別表（第4条関係）

共催又は後援事業の承認基準

主催者についての承認基準	<ol style="list-style-type: none"><li>1 国及び地方公共団体</li><li>2 新聞社、放送局等の報道機関</li><li>3 公益法人、特定非営利活動法人その他福祉の向上に寄与する事業を行っている団体（宗教団体又は政治団体を除く）。ただし、団体の所在地や組織が明確であり、当該事業を遂行する能力があると認められるものに限る。</li></ol>
事業内容についての承認基準	<ol style="list-style-type: none"><li>1 福祉の向上・振興・普及・啓発等に寄与するものと認められること</li><li>2 事業内容、開催場所等から広く一般県民の参加できるもの又はその効果が広く県民に及ぶものであること</li><li>3 企業等の宣伝又は営利を目的とするものでないこと</li><li>4 宗教活動又は政治活動を目的とするものでないこと</li></ol>

備考

- 1 主催者については、「主催者についての承認基準」の1から3までのいずれかに該当しなければならない。
- 2 事業内容については、「事業内容についての承認基準」の1から4までのすべての項目に該当しなければならない。